

農用地区域の変更（農振除外）の流れ

	事 務 の 流 れ		
	I	II	III
事業主から変更申出	1月末迄	5月末迄	9月末迄
町から地元関係機関協議	2月5日(土日祝日の場合はその前日)	6月5日(土日祝日の場合はその前日)	10月5日(土日祝日の場合はその前日)
町農業振興地域促進協議会	3月(10~1月申請分)	7月(2~5月申請分)	11月(6~9月申請分)
県へ事前協議	4月5日まで	8月5日まで	12月5日まで
県(あらかじめ)回答	~6月上旬	~10月上旬	~2月上旬
法第11条公告・縦覧	県回答を受け決裁後30日間 ~7月中旬	県回答を受け決裁後30日間 ~11月中旬	県回答を受け決裁後30日間 ~3月中旬
異議申出期間	縦覧終了後15日間	縦覧終了後15日間	縦覧終了後15日間
県へ同意協議	異議申出期間終了後(~7月下旬)	異議申出期間終了後(~11月下旬)	異議申出期間終了後(~3月下旬)
県同意	~8月上旬	~12月上旬	~4月上旬
法第12条公告	県同意を受け決裁後	県同意を受け決裁後	県同意を受け決裁後

※除外後の利用について農地転用は農業委員会、建築は都市整備課に事前に確認して下さい。

※申出書一式は2部(正1部、副1部)をご用意します。

※この流れは、何ら問題のない案件の場合です。

地元関係機関：野木町農業委員会、小山農業協同組合、関係土地改良区等
小山用水の受益地か確認(受益地なら本区へ協議)

県同意回答後、農地法等の手続きが行えるようになります。

町整備計画に除外が反映されるのは、法第12条公告の日からです。